

# 新型病原体による重症肺炎の予防及び支援再生特別法<sup>1</sup>

制定日 2020.02.25

改正日 2020.04.21

第1条 本法は、新型病原体による重症肺炎（COVID-19）を効果的に予防・制御し、人々の健康を守り、並びに国内の経済および社会に対する感染症の影響に対応するために制定されたものである。

第2条 中央所管保健当局は、公・私立医療機関において、感染症の予防、治療、ケアを行う医療従事者に対して、補助金または手当を支給しなければならない。

公・私立医療機関、その他の関連機関（機構）、学校、法人、団体、およびそれらの人員が、本法における感染症の予防・制御業務の実施にあたって、顕著な成果を達成した場合には、地方政府当局、学校、法人および団体は、奨励を与えなければならない。

本法に定める予防・制御業務の執行が原因で、新型病原体による重症肺炎に感染し、傷病、心身障害または死亡に至った場合、中央所管保健当局は、補償、各項目の給付金、またはその子女への教育費を補助しなければならない。

第3条 各級の所管保健当局により自宅隔離、自宅検疫、集団隔離または集団検疫を受けなければならないと認定された場合、隔離・検疫者本人および、自身で生活を送ることが出来ない隔離・検疫者の世話をを行うために休暇を取得することや労働業務に従事できない家族は、関連する隔離・検疫の規則に違反していないと所管保健当局が判断した場合において、隔離・検疫の開始日から終了日までの期間で、防疫補償を申請することができる。ただし、賃金の支給がある、または他の法律規定により同等の補助金がある場合、重複して受け取ることはできない。

前項における防疫補償の申請は、隔離または検疫が終了した日から2年以内に行使されないことで消滅する。

自宅隔離、自宅検疫、集団隔離または集団検疫を受ける場合、隔離または検疫の期間中において、本人が勤めている機関（機構）、企業、学校、法人および団体は、

---

<sup>1</sup> 本翻訳は、台湾の感染症関連の法律が日本語に訳出されていないことを鑑みて、作成したものである。訳出にあたっては、まず、翻訳ユレイタスに英語版の法律の翻訳を依頼し、次に、京都大学文学研究科の榮福真穂と三上航志が訳文にチェックを入れ、最後に、鍾宜錚(大谷大学真宗総合研究所東京分室 PD 研究員)が中国語原文を確認して推敲を行い、完成させた。

感染症防止隔離休暇を与えなければならず、かつ欠勤や事故休暇或いはその他の休暇による処理を強要することはできない。また、皆勤報奨金の減額や解雇またはその他の不利な処分をすることはできない。これは、自身で生活を送ることができない隔離・検疫者の世話をを行うために休暇を取得する家族にも適用されるものとする。

第1項に定める防疫補償支給の対象、資格条件、方法、金額、手続およびその他の関連事項の規則は、関連機関と協議のうえ、中央所管保健当局が定めるものとする。第1項に従って実施される対応策、または中央感染症指揮センターの指揮官により、変更処置が行われ、休暇申請或いは労働業務に従事できず生計に影響が出る場合、所管当局は生活保護法及び関連法律に従って対象者に救済をしなければならない。

第4条 機関（機構）、企業、学校、法人および団体は、前条第3項に基づき支給する休暇期間の給与について、当該給与額の200%を当年度の所得税申請の営利事業所得から控除することができる。その支給は、中央感染症指揮センターの指揮官が変更処置の指示を行うことにより、休暇を取得しなければならない期間の給与についても、また同じとする。

前項の従業員に支払われた給与が、既に他の法律に定める税制上の優遇措置が適用される場合、前項の規定は適用しない。

第1項の休暇期間、従業員、給与支給金額の範囲、所得額の範囲及び控除方法、申請期限、申請手続、必要な証明書類、およびその他の関連事項の規則は、関連機関と協議のうえ、中央所管保健当局および財政部によって定められるものとする。

第5条 感染症制御法第54条第1項に定める防疫物資を生産するために必要な場合、各級の政府機関は、中央感染症指揮センターの指揮官の指示により、必要な生産設備および原材料を徴収或いは調達することができ、並びに適切な補償を提供することができる。

前項の徴収、調達作業の手順、補償方法およびその他の関連事項の規則は、関連機関と協議したうえ、中央所管保健当局によって定められるものとする。

第6条 感染症制御法の第54条第1項および前条第1項に従って、徴収或いは調達された防疫物資、生産設備および原材料の管理、使用、収益ならびに処分については、国有財産法第11条、第28条、第60条、及び地方の公共財産管理規則により制限されないものとする。

第7条 中央感染症指揮センターの指揮官は、疫病の発生状況に応じた予防治療・管制のため、必要な変更処置或いは措置を行うことができる。

第8条 防疫期間において、隔離または検疫を受けたにも関わらず隔離または検疫の命令に違反した場合、或いは違反の恐れがある場合、中央感染症指揮センターの指揮官は、当該者に対し録画・撮影、当該者の個人情報の公表、或いはその他の必要な予防治療・管制措置または処置を指示することができる。

感染症の感染拡大を防止するために、新型病原体による重症肺炎の罹患者だと確定された者に対しても、また同じとする。

前2項に定める個人情報は、感染症流行が収まった後、個人情報保護関連法律に従って処理されるものとする。

第9条 新型病原体による重症肺炎の影響により、運営が困難になった産業、企業、医療機関および関連業務に従事する人員について、各産業の所管当局は、救済、補助、再生措置および従業員に必要な支援を提供することができる。

医療機関が中央感染症指揮センターの防疫需要により診療を停止した場合、政府は、適切な補償を与えなければならない。

前2項の産業、企業および医療機関の認定、救済、補助、補償、再生措置の項目、基準、金額及びその他の関連事項の規則は、各産業の中央所管当局によって策定され、行政院に提出してその承認を受けるものとする。

第9条の1 新型病原体による重症肺炎の影響を受けている個人もしくは企業が、本特別法、感染症制御法第53条、またはその他の法令に基づき政府から支給された補助金、サポート費用、手当、奨励金または補償については、所得税の対象外とする。前項に定める、政府から支給された補助金、サポート費用、手当、奨励金または補償については、相殺、差押、保証または強制執行の対象としてはならない。

第10条 中央感染症指揮センターの活動期間において、ラジオ局／テレビ局または衛星放送局が防疫需要のために指定された防疫情報、番組を放送する場合には、通信所管当局は、その影響状況に応じて、一定期間における広告時間の規制を緩和することができる。ラジオ・テレビ法の第31条、および衛星放送法の第36条に定める制限は、適用されないものとする。

第11条 本法で必要とする経費上限は2100億台湾ドルとする。なお、感染症の発生状況に応じて、当初の予算額を超えない範囲で特別予算を編成し、立法院で審議を受けることができる。その予算編成及び執行は、予算法第23条、第62条および第63条

に定める制限は適用されないものとする。ただし、立法院の審議によって削除または削減された予算項目の経費を、他の項目へ流用することはできない。

前項の予算に必要な資金源は、前年度の余剰金または負債借入による歳入により対応することができる。各年度の債務融資の最大額は、公共債務法第 5 条第 7 項に定める規則の制限を受けない。本特別法の実施期間において、中央政府の全体予算総額と特別予算による債務融資額の合計が、当該期間の全体予算総額及び特別予算歳出総額の合計額を占める割合について、財政規律法第 14 条第 2 項に定める制限の適用を受けない。

本特別法の実施期間において、中央政府に生じた、1 年以上の満期の公共債務の残高予測額については、公共債務法第 5 条第 1 項に従って処理されるものとする。

感染症の防止、救済および再生の対策に関する緊急な需要に対応するために、各関連当局は、第 1 項に定める特別予算に関する法的手続きが完了する前に、行政院の承認を求めたうえで、その費用の一部を先に支払うことができる。

第 12 条 中央所管保健当局が公表した、防疫器具、設備、薬品、医療器材またはその他の防疫物資に対して、不当に価格を上げることや、正当な理由なく市場に売却せず貯め込んだ者に対し、5 年以下の懲役を科するものとし、これに加えて、5 百万台湾ドル以下の罰金を課することができる。

前項に定める犯罪の実行未遂は、これを罰する。

第 13 条 新型病原体による重症肺炎の感染者、または感染の疑いのある個人が、各級の所管保健当局の指示に従わず、他人に感染させる恐れがある場合、2 年以下の懲役、拘留または 20 万以上 2 百万台湾ドル以下の罰金を課することができる。

第 14 条 新型病原体による重症肺炎の感染状況に関して、デマや虚偽の情報を拡散し、公衆または他人に対して損害を生じさせた者に対し、3 年以下の懲役、拘留、もしくは 3 百万台湾ドル以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

第 15 条 各級の所管保健当局は、感染症制御法第 48 条第 1 項に基づき定める隔離措置に反した者に対し、20 万以上 1 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

各級の所管保健当局は、感染症制御法の第 58 条第 1 項 4 号に基づき定める検疫対策に違反した者に対し、10 万以上 1 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

第 16 条 下記状況のいずれかに該当する場合、各産業の中央所管当局、もしくは、直轄市または県（市）の政府は、5 万以上 1 百万台湾ドル以下の罰金を課するものとする。

1. 第3条第3項に定める規定に違反した場合
2. 第5条第1項に基づき、各級の政府当局が実施する徴収や調達拒否、回避または妨害を行った場合
3. 第7条に基づき実施する中央感染症指揮センターの指揮官の変更処置または措置に違反する場合。

第17条 各級の政府当局は、本法が定める執行関連項目について、第4条および第11条ないし第14条に定める事項を除き、必要に応じて関連当局を任命、委任または依頼を行うことができる。

第18条 本法の施行から3カ月後、行政院は感染症の発生状況および関連予算の執行について、立法院に書面での報告を提出しなければならない。  
本法の施行から6カ月後、行政院院長は施政報告を行う際、感染症の発生状況および関連予算の執行報告を立法院に提出しなければならない。  
行政院は、専用ウェブサイトを設置し、毎週各産業の所管当局が制定した手当、奨励金、補償、補助金、救済、再生に関する法令または行政規則の最新情報を更新しなければならない。

第19条 本法の施行期間は、2020年1月15日から2021年6月30日までとする。ただし、第12条から第16条については、公布日より施行されるものとする。

本法の施行期間が満了となった際、立法院の承認を得て延長できるものとする。